

谷山第二地区 第19号

## 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部  
谷山都市計画事務所  
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地  
谷山支所3階  
TEL099-269-2111  
谷山第二地区係 TEL099-269-8436  
工事補償係 TEL099-269-8437  
谷山駅周辺整備係 TEL099-269-8435



辻之堂本城線（大久保踏切側）《写真②》



御所下和田名線（県道鹿児島加世田線側）《写真①》

## 平成十七年度の執行状況

平成十二年度から始まりました谷山第二地区の仮換地交渉、補償交渉は、平成十七年度も皆様方のご理解と協力を得ながら進めてまいりました。工事期間中は、何かと迷惑をお掛けしましたが、御所下和田名線の一部《写真①》や、辻之堂本城線の一部《写真②》などが完成いたしました。ご協力いただきありがとうございました。

なお、平成十八年三月末現在での進捗状況は、

- 進捗率（事業費ベース） 約51%
- 仮換地指定率 約84%
- 建物移転率 約44%
- 建物移転 136棟

となっております。

## 平成十八年度の予算について

平成十八年度の谷山第二地区土地区画整理事業の予算是、二十三億一千五百七十九万五千円で次のとおり実施する予定です。

- 建物移転 136棟
- 幹線道路築造 540m
- 区画道路築造 1,388m
- （本城試験場線・辻之堂本城線・仮屋田不動寺線）
- （不動寺・試験場・本城・岩下地区の建物移転）
- 公園整備 1箇所（不動寺公園）
- 建物等調査 43棟
- また、公共下水道事業（谷山第二地区）の予算是、三億百万円で次の工事を実施する予定です。
- 陣之平川 100m
- 田辺川 140m
- 準幹線4号水路 450m

今年度も事業が円滑に進みますよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、今年度に施工を予定している箇所は、右下図のとおりです。

**移転補償の種類について**

土地区画整理事業で、市から補償対象の方へお支払いする移転補償の種類としては、左表のようになります。

移転補償の種類	
動産移転料	建物移転料
営業補償金	工作物移転料
その他補償	建物移転料

建物移転による整地補償、仮住居費、家賃減収等による費用。



市計画事務所の『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

## 市職員や調査員の身分証明について

仮換地交渉及び補償交渉については、皆様のところへ市の職員がお伺いしております。市の職員以外が仮換地交渉や補償交渉にお伺いすることはございません。なお、お伺いする職員は、顔写真入りの職員証を身につけ、身分証明書を携帯しております。また、建物等の調査については、市が委託したコンサルタントなどの調査員が、お伺いすることがございます。その際、調査員は、左の見本に示しております市が発行した身分証明書を持参しておりますので、ご確認下さい。なお、ご不明な点がございましたら、谷山都市計画事務所にお問い合わせ下さい。

谷都第〇〇〇-〇号  
身分証明書  
住所 ○○○○○○○○○○○○  
氏名 ○○ ○○ (〇〇才)  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生  
上記の者は、鹿児島市が施行する土地区画整理事業の下記の測量・調査等に従事する者であることを証明する。

記  
見本  
1. 件 名 谷山第二地区土地区画整理事業  
〇〇〇〇業務委託  
2. 作業区域 谷山第二地区土地区画整理事業  
区域内  
3. 期 間 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
至 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日  
鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業  
施行者 鹿児島市  
代表者 鹿児島市長 森 博幸  
公印

※実物は、上の見本の大きさとは異なります。

お願い



次の場合は届け出て下さい

○登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)

○住所を変更したとき。

○代理人を定めたとき。

○借地権の申告をするとき。  
(他人名義の土地に建物などを所有する人。)

○土地区画整理事業の施行区域内に、建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合は、土地区画整理事業法第76条に基づき、建築許可の申請を行い、事前に許可を受ける必要があります。

その建築を行う場所が仮換地である場合には、申請の際に仮換地指定通知書(第1号様式)の写しを添付する必要があります。さらに、次のような場合には、別途、それぞれ添付書類が必要となります。

## 76条申請の添付書類について

○申請者が、仮換地指定通知書(第1号様式)の名義人と異なる場合

→名義人の実印を押印した借地承諾書、名義人の印鑑証明書  
○仮換地指定通知書(第1号様式)の名義人が死亡し、その相続人が建築する場合

→相続人同意書、相続人であることが分かる戸籍謄本。なお、印鑑を押印した借地承諾書、代表相続人の印鑑証明書。

○共有名義の土地に、共有者の一部の方が建築する場合  
→申請者を除く共有者全員の実印を押印した借地承諾書及び印鑑証明書。(共有者全員の名義で建築する場合は不要。)

○共有名義の私道(公衆用道路)である仮換地に建築する場合  
→申請者を除く共有者全員の土地利用承諾書。(この場合は、印鑑証明書は不要。)

○土地登記簿上において、農地(田、畠など)である仮換地に建築する場合  
→農業委員会に提出した農地転用届出書の受理証明書

76条申請についてお尋ねになりたい場合は、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

## 谷山地区連続立体交差事業等について

谷山地区連続立体交差事業(鉄道高架化事業)及び谷山駅周辺地区土地区画整理事業(リニューアル整備事業)についての都市計画に関する公聴会を、平成十八年四月二十二日に谷山支所で開催いたしました。この公聴会には、二名の方が意見を述べられ、約八十名が傍聴に来られました。

両事業につきましては、現在、国との事前協議、案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議と、都市計画の手続きを進めており、平成十八年度の早い時期に都市計画決定できるよう、取り組んでおります。

谷山地区連続立体交差事業及び谷山駅周辺地区土地区画整理事業について、お尋ねになりたい方は、谷山都市計画事務所の『谷山駅周辺整備係』にお問い合わせ下さい。

## 谷山第一地区仮換地指定状況

